

(趣旨)

第1条 この細則は、定款の規定により役員及び評議員の選出について、選出母体及び選出人員の基準等必要な事項を定めるものとする。

(役員を選出)

第2条 定款第18条に定める役員を選出は、選出母体別に次の基準によるものとする。

(1) 理事 9名以上13名以内

ア 民生委員児童委員協議会代表	3名以内
イ 区長公民館長連合会代表	2名以内
ウ 女性団体代表	1名以内
エ ボランティア団体代表	1名以内
オ 学識経験者	2名以内
カ 社会福祉行政機関の職員	1名以内
キ 社会福祉施設の役職員	1名以内
ク 一般協力者	1名以内
ケ 社会福祉協議会事務局の職員	1名以内

(2) 監事 3名以内

ア 民生委員児童委員協議会代表	1名以内
イ 学識経験者	2名以内

2 前項に定める選出母体における職を辞した場合は、自動的に退任したものとみなす。ただし、定款第18条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した役員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(評議員の選出)

第3条 定款第6条に定める評議員の選出は、選出母体別に次の基準によるものとする。

(1) 評議員 11名以上21名以内

ア 民間社会福祉施設代表	3名以内
イ 民生委員児童委員協議会代表	4名以内
ウ 区長公民館長連合会代表	3名以内
エ 保護司会代表	1名以内
オ 女性団体代表	2名以内
カ 障がい児者団体代表	1名以内
キ 高齢者クラブ連合会代表	1名以内
ク ボランティア団体代表	2名以内
ケ 社会福祉行政機関の職員	1名以内
コ 学識経験者	2名以内
サ 利用者の家族代表	1名以内

2 前項に定める選出母体における職を辞した場合は、自動的に退任したものとみなす。ただし、

定款第6条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した評議員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月25日から施行する。ただし、第2条第1項の規定は、平成14年4月13日から、第3条第1項の規定は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日 議案第27号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成18年2月25日 議案第27号）

この規則は、平成18年2月25日から施行する。

附 則（平成19年3月26日 議案第20号）

この規則は、平成19年4月30日から施行する。

附 則（平成28年12月16日 議案第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。

附 則（平成31年3月18日 議案第44号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。